

訪問リハビリテーション事業重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	林病院リハビリテーションセンター
所在地	福井県越前市府中1丁目3番5号
介護保険指定事業所番号	1810314383
医療機関コード	0314383
サービス提供地域	越前市、鯖江市、南越前町、越前町（旧宮崎村）

2. 事業所の職員体制

	職 種	人 員
管 理 者	医 師	1 名
療 法 士 等	理学療法士	3 名以上
	作業療法士等	1 名以上
その他職員	事 務 員	1 名

3. 営業日及び営業時間

- ・ 営業日：月曜～金曜

原則として土日・祝日・年末年始は休みとなります。ただし同じ曜日が2週続けて祝日の場合は、祝日に営業することがあります。なお、リハビリ担当者が1週間以上休みとなる場合は、その都度対応させていただきます。

- ・ 営業時間：午前8時30分～午後5時30分まで

4. 訪問リハビリの事業目的

当事業所は通院の困難な人や在宅生活上何らかの課題がある人を対象として在宅生活の再建や質の向上、閉じこもりの予防、通所サービスなどへのつなぎの役割を担っています。個人の生活機能の維持や、変化した生活環境の安定を図ることができれば、主治医の指示により当事業所のサービスが終了となる場合があります。

5. 訪問リハビリの事業内容

- 1) 四肢・体幹の運動機能訓練
- 2) 基本動作の練習
- 3) 自宅で行なう自主トレーニングの指導・管理
- 4) 歩行・応用歩行練習
- 5) 呼吸練習
- 6) 日常生活動作練習
- 7) 生活関連動作練習
- 8) 自助具、補装具の適応評価
- 9) 環境整備に関する評価・調整

- 10) 社会参加、余暇活動、生きがい活動への支援
- 11) コミュニケーション能力向上
- 12) 認知・高次機能訓練

6. サービス利用料等

提供サービス	時間	利用料
介護保険 ・訪問リハビリ ・介護予防訪問リハビリ	20分	308単位（予防：298単位）
	40分	616単位（予防：596単位）
	60分	924単位（予防：894単位） ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：6単位/回 ・週2回以上、1回あたり20分以上の利用で退院後3ヶ月までは短期集中加算（200単位/日）、認知症短期集中加算（240単位/日）があります。 ・移行支援加算：17単位/日 ・退院時共同指導加算：初回訪問のみ算定（600単位） ・（介護予防のみ）12ヶ月を超えての減算：30単位/回
医療保険 ・在宅訪問リハビリ指導管理 ・介護保険対象外の方で在宅患者訪問診療を受けている方に限ります	20分/単位	300点/単位 ・週6単位まで利用可（退院後3ヶ月以内は12単位まで可）
訪問リハビリ料	介護保険給付額の1割または2割または3割自己負担額 各健康保険の規定による自己負担額	
その他	主治医が当院以外の医師の場合、主治医からの診療情報提供に係る費用が生じます。	

7. キャンセル

ご利用者がサービスの利用を中止する際には、事前に下記までご連絡ください。
ご利用者より連絡がなく職員が訪問した場合は、請求が付く場合がありますので御注意下さい。

（連絡先） 電話：0778-24-5508

8. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。
当事業所では管理者（医師：山本信一郎）又はサービス提供責任者（理学療法士 川岸のり子）が、当事業所のマニュアルに沿って対応させていただきます。

【お客様相談窓口】

事業所	連絡先
林病院リハビリテーションセンター	0778-24-5508
各市町村 越前市（介護保険室）	(代) 0778-22-3715
鯖江市（長寿福祉課）	(代) 0778-53-2218
南越前町（保健福祉課）	(代) 0778-47-8007
越前町（旧宮崎村生活住民課）	(代) 0778-32-7713
福井県国民健康保険団体連合会	0776-57-1614

9. 緊急・事故発生時の対応

1. サービス提供時に事故が発生した場合、職員は速やかに状況を把握し管理者に報告します。生命・身体に異常があるときは、主治医に報告し、救急要請をします。
2. 管理者は、報告を受けて利用者の家族、市町村、居宅支援事業所に連絡を取り事故の対応の調整を図ります。

10. 虐待・身体拘束防止に関する事項

1. 虐待・身体拘束防止を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に十分に周知します。
2. 虐待・身体拘束防止のための指針を整備しています。
3. 職員に対し、虐待・身体拘束防止のための研修を定期的を実施します。
4. 上記に掲げる措置を適切に実施するため担当者を置きます。（管理者：医師 山本信一郎、サービス提供責任者：理学療法士 川岸のり子）
5. 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
6. 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

当該事業所職員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとします。

11. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

1. 事業所における感染症及びまん延防止のための対策委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知します。
2. 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
3. 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練を定期的を実施します。

12. 業務継続計画の策定

1. 当事業所は感染症や自然災害の発生時において、可能な限り利用者に対する訪問リハビリの提供を継続的に実施、非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
2. 当事業所職員に対して業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を年1回実施します。また定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて計画の変更を行ないます。

13. 災害等が発生した場合の訪問

災害等が発生しやむを得ない場合、管理者の判断により訪問を中止または日時を変更させていただく場合があります。 その場合には、介護支援専門員にその旨を報告します。

14. サービス利用に当たってご留意いただきたい事項

職員・ご利用者及びそのご家族に、身体的な力を使って危害を及ぼす行為、個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為、意に沿わない性的言動・性的ないやがらせ行為、職員への無理な要求などのハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に対応し再発防止策を検討します。ハラスメントと判断された場合には、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

西曆 年 月 日

サービス利用契約の締結に当たり、上記の重要事項を説明しました。

事業者 所在地 福井県越前市府中1丁目3番5号

名 称 林病院リハビリテーションセンター

説明者 印

サービス利用契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 ・ 家族 ・ 成年後見人

住 所

氏 名 _____ 印 _____